

昭和五十年度 月瀉村一般会計予算外 三特別会計予算を原案可決

昭和五十年第一回定例会村議会が三月十一日より会期十二日間の日程で審議がすめられた。専決処分報告二、規約改正一、条例改正十二、補正予算四、工事契約変更一、当初予算四、諸議一、であります。以下各議案の内容と審議結果を記述いたします。

●専決処分の承認について
議案二件で一件は電気税の改正であります。地方税法の一部改正により税率を引き下げるという件であります。又一件は村長退職により村長選挙の執行経費七六三千元を追加予算計上した。という件でそれぞれ緊急であるため専決処分をしたとの理由であり承認をあたえました。

●規約の改正について
村露天市場管理条例の一部改正

五十嵐勇夫 議員 全国表彰 山田清松 議員 全国表彰

全国町村議会会長会では、さる二月七日全国町村議員永年勤続者の表彰が行われ、本村議会で、五十嵐勇夫、山田清松両議員が表彰されました。



今年より大月月瀉六番組の外に四番五番組を加えるもので交通安全の立場から市場設定区域を拡大したものであります。又市場の使用料を計算単位メートルとしたもので原案通り可決されました。

●村消防団員の退職報償金の支給に関する条例
今回事の退職報償金制度が十年まで引き下げられることに伴い村の報償金の支給対象年数を十年以下としそれ以外の義務というもので原案通り可決されました。

●村災害用慰金の支給災害援護資金の貸付に関する条例
●村災害救助法適用災害用慰金の支給及び災害援護資金を貸付がなされることになっております。今回の改正は災害用慰金を受ける順位が配偶者、子、父母、孫、祖父母と明確にされたこと。又災害援護資金の貸付限度額が一〇〇万円までとされるもので原案通り可決されました。

●村国保事業運営基金の設置管理に関する条例
診療報酬等失払業務を円滑にするため国保連合会に預託する基金を五年間五万づつ増加し医療財政を強化しようとするもので原案通り可決されました。

●国民健康保険条例の一部を改正する条例
●国民健康保険条例の一部を改正する条例
●国民健康保険条例の一部を改正する条例

●村国保加入者が受ける助産費、葬祭費の支給額が国の補助基準単価の引き上げによるため村の支給額を四万円、一万五千元に改める

●村の特別職で常勤、非常勤のもの給与及び旅費に関する条例
●村の特別職の報酬が報酬審議会の答申をえて村長二五万円、助役二〇万円、収入役一八万三千円、教育長一五万一千円、議長五万八千円、副議長五万円、議員四万五千円に改訂されその外農業委員会会長一五万五千円等各種委員等の報酬を引き上げた内容であります。

●補正予算について
国民健康保険特別会計補正予算は歳入歳出総額四、三五五万円を追加し予算総額八四、〇三〇千円とするもので支出に療養給付費五、五六五万円が計上され高瀬医療費、老人医療費等実施による波及増加負担等の原因によるため財源として国庫補助金、財政調整交付金等でまかなわれる。

●簡易水道特別会計補正予算は歳入歳出六九〇千円を追加し、予算総額一八、八三三千円とするもので工事収入の増加があったので工事材料の購入をいとするものであります。

●上越新幹線建設事業特別会計補正予算は歳入歳出一、二八一千円を減じ予算総額を二一、一六九千円とするもので排水路工事費が減額となったものです。

●一般会計補正予算は歳入歳出一三、二一一千円を追加し、予算総額を三三、〇一四一千円とするものであります。この補正は三月補正であるため工事費等は出来るだけ計上しないので予備財源は繰越をする方針で

●中越新幹線建設事業特別会計補正予算は歳入歳出一、二八一千円を減じ予算総額を二一、一六九千円とするもので排水路工事費が減額となったものです。

●編成された。主な支出は村道十二号線、十七号線等年内工事の完成等についてやされる。以上補正予算四件は原案通り可決されました。

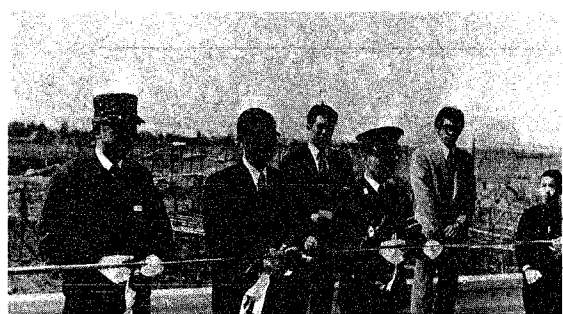
●当初予算について
昭和五十年年度村の当初予算については予算総額四八二、七一六千円でありその中一般会計三三八、六四二千円は村長就任早くであるため格別予算の編成となり、ある程度保留財源を見込んで編成され土木事業費等の計上についても計画設計の検討がこれらなされる。

●以上当初予算の審議は委員会付託をされ議会の要望等をつたえ原案通り可決されました。

●(内容は別掲)

●昭和三十八年度月瀉村一般会計歳入歳出決算、並びに昭和四十八年度月瀉村上越新幹線特別会計の承認についてを審査していた委員会はこの二件について継続審査することに決しました。

●請願について
中の口川堤防護岸工事の促進決議に関する請願が提出され国県に中之口川堤防護岸工事の促進に関する要望決議を全員一致で決議し関係機関に要望書を提出いたしました。



「村内に初の信号機が点灯」 たしかめて、 おててをあげて、さあ横断

村では、上越新幹線建設事業の一環として月瀉橋西詰に建設を進めていた「交通信号機」がこのほど完成し、去る四月七日に暮こびの点灯式が行なわれまし

●点灯式は村内の保育園児

●最近、自動二輪車、バイク乗りの事故が多発しております。しかも、事故を起こした人の死亡率、負傷率は、ヘルメット着用しない者は、着用者の二倍以上のことです。

●また、頭部の負傷が死亡事故につながるケースがほとんどですから、二輪車に乗るときは、また同乗者も必ずヘルメットをかぶりましょう。道交法にも定められていますので、着用を習慣づけましょう。



三役 教育長 報酬10%を 村へ寄附申合せ

役場庁舎建設、その他散積する事業を推進するため、議会から申し立てがあり村長以下三役、教育長、議員報酬の十パーセントの額を四月分から十二月分までを村に寄附すること意見が一致し五十年年度報酬引上げは実質的には自給されることになりました。

村の発展に 役立ててと

村総会開発審議委員 高木 誠氏 から
月瀉村青年団長として、村の総会開発審議委員に委嘱されたが、

50年春の交通安全運動 5月12日から21日まで

●農作業もたけなわとなり、春らんまんの季節となりました。

●さて、恒例の春の交通安全運動は例年四月に実施されておりましたが本年は選挙等の特殊事情により、五月に実施されることになりました。

●交通安全は「起きてから」では遅すぎます。大切な人命を守るため、みんなて認識を新たにして交通事故を

●を絶滅しましょう。

●五月十二日から

●五月二十一日までの十日間

●二、運動の重点

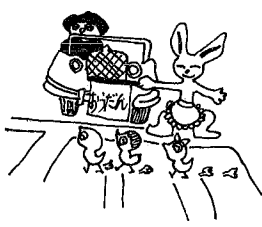
●歩行者・自転車利用者の事故防止、特に子ども(幼児及び小学校児童をいう)と老人を交通事故から守ることを重点に、交通安全のための国民運動を強力に展開する。

●(一)、生活道路網対策の推進

●スクールゾーン整備、通学、買物等、日常における自転車の安全な利用を図るための道路環境の整備

●(二)、交通安全教育の実施

●子どもと老人に対する地域ぐるみ、家族ぐるみ教育及び運転



ヘルメットを 必ずかぶろう

●者と雇用主に趣旨の徹底
●(三)、広報活動の推進